

令和7年9月定例会 提出議案（概要）

議案第131号

公有水面埋立てによる土地確認について

議案第132号

町の区域の変更について

総務市民局

議案第131号 「公有水面埋立てによる土地確認について」

議案第132号 「町の区域の変更について」

1 議案提出理由

公有水面埋立て工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認し、併せて当該土地を隣接する町の区域に編入するもの。

2 議案内容

土地の所在地	町の区域	面積
北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の37から1の39まで、1の41地先	門司区新門司北三丁目	1万5,796.91m ²
北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の34、1の36、1の40、1の41、1の43地先	門司区新門司北三丁目	9万3,308.19 m ²
北九州市若松区響町三丁目27地先	若松区響町三丁目	6万8,922.02 m ²
北九州市若松区響町三丁目27、30地先	若松区響町三丁目	31万238.85 m ²

3 関係法令

土地確認・・・地方自治法第9条の5第1項

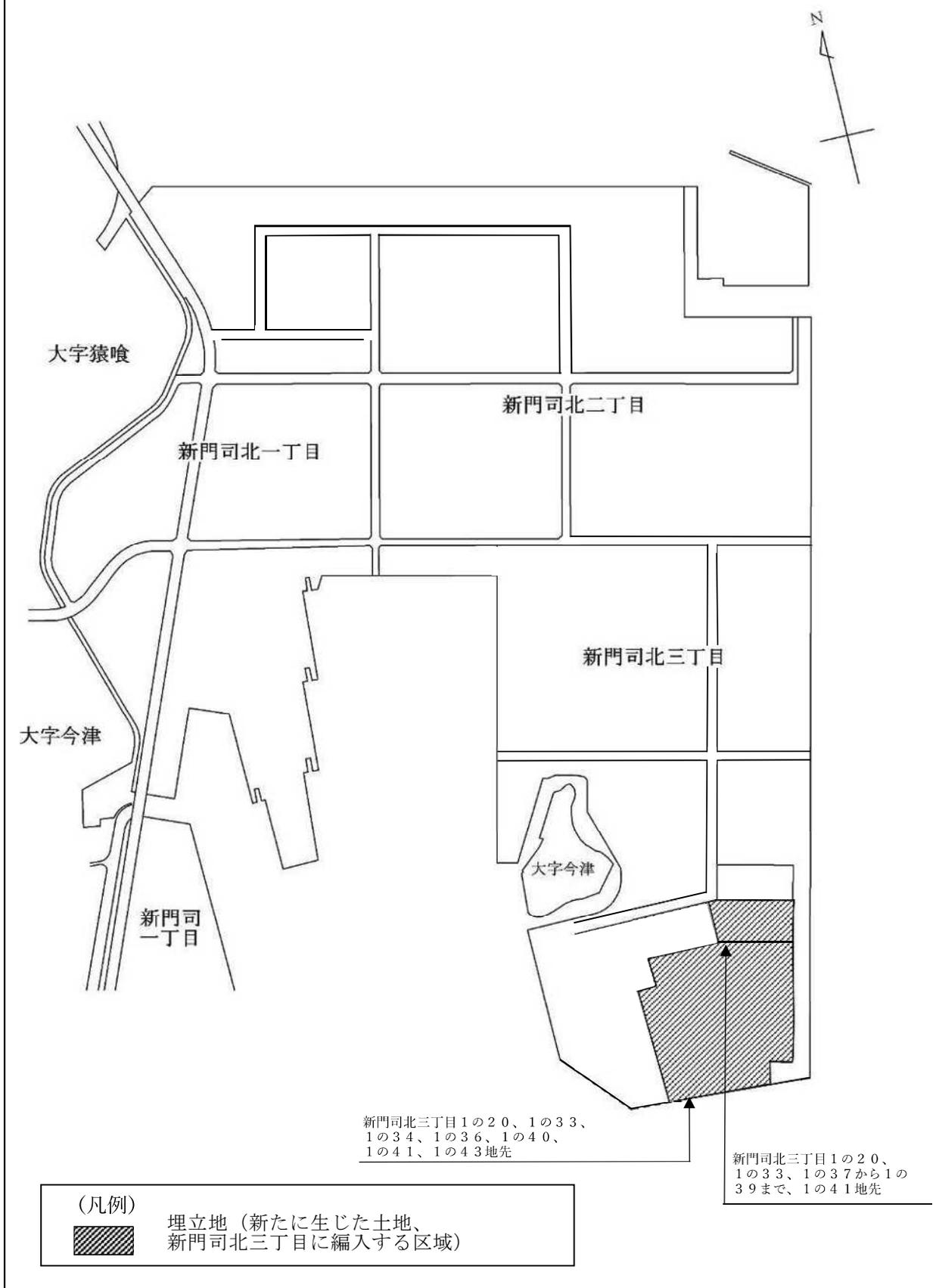
町区域編入・・・地方自治法第260条第1項

【地方自治法（抜粋）】

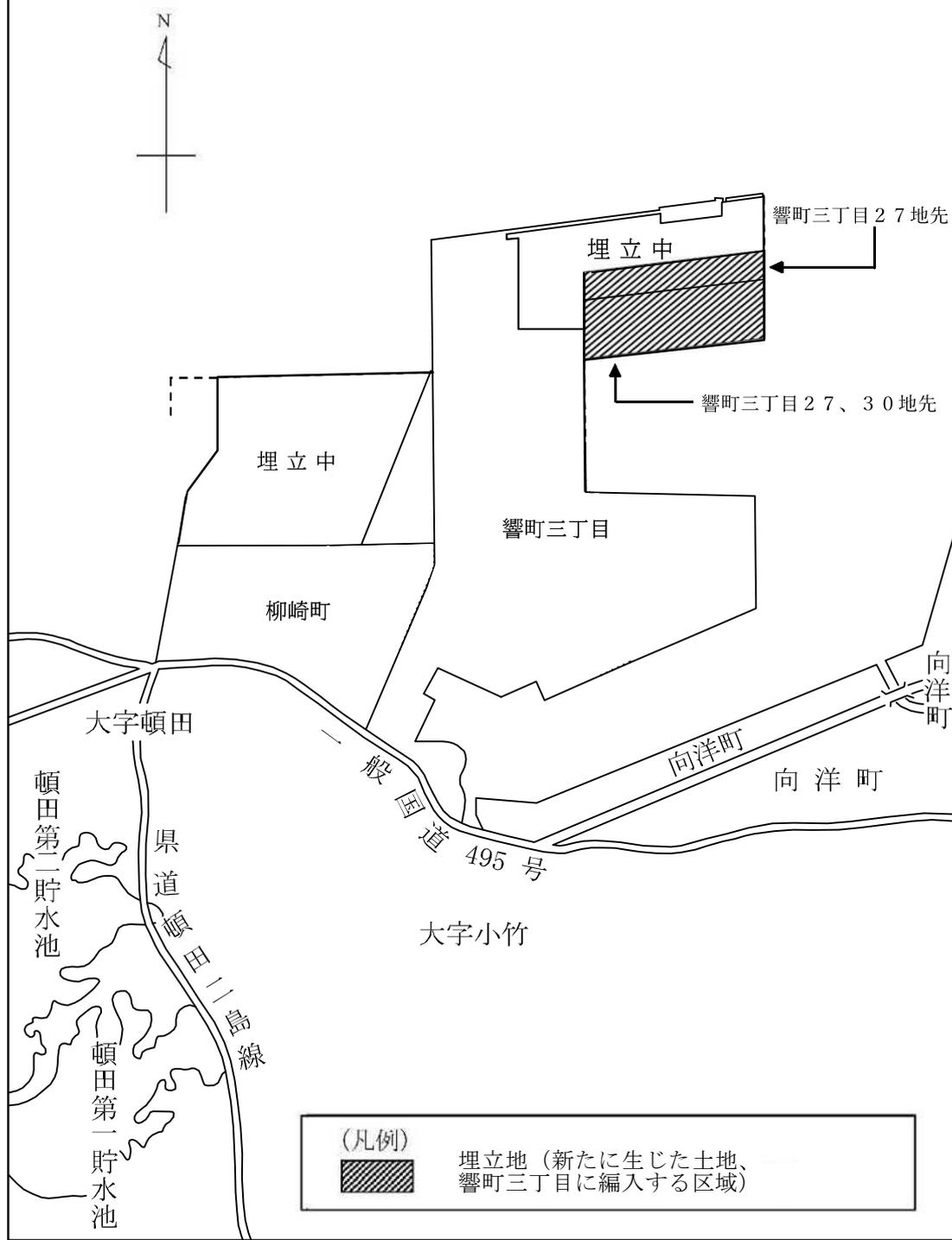
第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



若松区響町三丁目地先埋立地付近図



(凡例)
埋立地 (新たに生じた土地、響町三丁目編入する区域)